

裁判官の視点で
適切かつスピーディーな訴訟活動をナビゲート

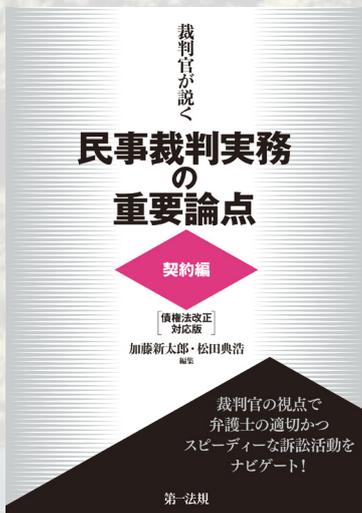
裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

契約編

〔債権法改正対応版〕

〔編集〕 加藤新太郎・松田典浩

A5判/436頁 定価:4,620円(本体:4,200円+税10%)



本書の特長

- ◆改正民法に対応した改訂版!
- ◆裁判官の視点で、相場観を含めて運用レベルの問題まで解説!
- ◆訴訟遂行上の問題発見のための法律実務家必読書!

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **交通損害賠償編**
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **継続的契約編**
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **非典型担保編**
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **名誉毀損・プライバシー侵害編**
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **基本原則 権利の濫用編**
 裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点 **家事・人事編**



裁判官と弁護士で考える **保険裁判実務の重要論点** も好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
 Fax. 0120-302-640

9 契約不適合責任 (建築請負Ⅰ) 設例 20

9 契約不適合責任 (建築請負Ⅰ)

設例 20 注文者Xと請負人Yは、建物の耐震性を高め、耐震性の面により安全性の高い建物にするため、主柱につき断面の寸法300mm×300mmの鉄骨を使用することを特に定めたが、Yは、この約定に違反して、同250mm×250mmの鉄骨を使用して施工した。ただし、完成後の建物は構造計算上安全であるといえる場合、XはYに対し、契約不適合責任に基づく損害賠償を請求することができるか。また、契約不適合責任に基づいて請負契約を解除することができるか。

Basic Information

1 旧法下の「瑕疵」の概念
旧法634条は、請負人の担保責任として、1項で「仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。」と規定し、2項で「注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第533条の規定を準用する。」と規定していた。
改正前民法上、請負人の瑕疵担保責任における「瑕疵」について、何らの定義規定を置いていない。この点につき、従来の学説をみると、完成された仕事で契約で定めた内容とおりでなく、使用価値若しくは交換価値を減少させる欠点があるか、又は当事者があらかじめ定めた性質を欠くなど不完全な点を有することをいう¹⁾と解されていたが、その後の学説及び実務上では、

1 我妻美『債権各論中巻二(民法講義ⅤⅢ)』岩波書店(1962年)631頁。

2 改正法下の請負契約における契約不適合責任の規律

改正法は、仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の担保責任について、現代社会においては売買の担保責任と大きく異なる規律とする合理性に乏しいとして、基本的に民法559条により売買の担保責任の規定を準用することで売買と同様の規律が及ぶものとしたうえで、売買と重複する規定や合理性の認められない規定を削除するなどして規定を整理しつつ、請負に特有の担保責任に関する規定を設けている²⁾。
具体的には、売買の担保責任について、目的物の修補等の追完請求ができ(民法562条)、この規定が請負についても準用される(民法559条)ことから、それと別に瑕疵修補請求ができる旨の規定は不要とされた。また、建築技術の進歩等により高額な費用を要する修補が可能となる場合も想定されるようになったことから、瑕疵が重要であるもの修補に過分の費用を要するときであっても請負人の修補義務を課していた旧法634条1項は削除された。このほか、仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合には、請負人の仕事完成義務が未履行であると整理され、修補に代えて又は修補とともにする損害賠償請求については、債務不履行の一般的な規定を適用するものとし、旧法634条2項は削除された。

2 小久保孝雄・徳岡由美子編著『リーガル・プロダクション・シリーズ14 建築訴訟』青林書院(2015年)89頁。
3 松野英夫・村松修編著『第一問 民法(債権編)改正』商事法典(2018年)336頁。

9 契約不適合責任 (建築請負Ⅰ) 設例 20

設例に対する回答

○主要な争点
請負契約上の合意違反と建築請負における契約不適合。
○回答
XY間の請負契約においては、XY間で建物の耐震性を高め、耐震性の面により安全性の高い建物にするため、主柱につき断面の寸法300mm×300mmの鉄骨を使用することが特に約定され、これが契約の重要な内容になっていたのであるから、この約定に違反して、断面の寸法250mm×250mmの鉄骨を使用して施工された主柱の工事は、仕事の目的物が契約の内容に適合しないといえ、XはYに対し、契約不適合責任に基づく損害賠償を請求することができる。また、上記の契約不適合は軽微とはいえず、Xは契約目的を達成することができないから、XはYに対し、契約不適合責任に基づき、催告を要することなく(又は相当期間を定めて履行の追完を請求したうえで)請負契約を解除することができる。
○参考事例
最二小判平成15・10・10 裁判集民211号13頁(28082707)

解説

1 事実の概要
(1) 本件は、Yから建物の新築工事を受け負ってその建築をした建設業者であるXが、Yに対し、請負代金約3000万円の支払等を求めたのに対し、Yが、建築された建物の南棟の主柱に係る工事に瑕疵があること等を理由とする瑕疵修補に代わる損害賠償債務と請負代金債権との相殺の抗弁を主張して、Xの請求を争った事案である。
(2) 注文主であるYは、神戸市灘区内の阪神・淡路大震災で倒壊した建物の跡地に、学生(特に神戸大学の学生)向けのワンルームマンションである本件建物を建築することとしたが、前記地震の際、大学生が倒壊した下階の建物の下敷きになるなどで多数死亡した直後であったため、建物の安全性

目次〔抜粋〕

第1◆契約のプロセス	10 危険負担	7 準消費貸借契約
1 契約の解釈(入金リンク条項)	11 解除	8 ファイナンスリース
2 請負契約約款の賠償金条項	第2◆契約の類型	9 契約不適合責任(建築請負Ⅰ)
3 契約締結上の過失(歯科医師)	1 手付	10 契約不適合責任(建築請負Ⅱ)
4 契約交渉中の説明義務(建築基準法)	2 売買契約(受領遅滞)	11 請負契約(下請)
5 契約交渉中の説明義務(経営破綻)	3 契約不適合責任(改正前民法の数量指示売買に関し)	12 製作物供給契約
6 契約の効力(約款)	4 契約不適合責任(借地権)	13 説明義務(宅地建物)
7 契約の効力(責任限度額条項)	5 契約不適合責任(ふっ素)	14 委任契約(弁護士の説明義務)
8 継続的契約の一般的問題	6 売買契約(商品取引)	15 消費寄託契約(預金払戻請求)
9 事情変更の原則		16 消費寄託契約(預金債権の帰属)
		17 在学契約

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

→ **第一法規ストア** **検索** CLICK!

キリトリ線

申込書(第一法規刊)		
書名	価格	部数
裁判官が説く民事裁判業務の重要論点[契約編]＜債権法改正対応版＞[075879]	定価4,620円(本体4,200円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
--	--	---

年 月 日

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

ご住所

事務所名 公用 私用

フリガナ 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

ご氏名

TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

E-mail 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送、アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

第一法規契約改(075879) 2022.2bpd